

家庭における除去の程度（保護者記入用）

ご家庭で除去されているものを確認して、給食対応の参考にする資料です。
 家庭で食べているものに○、食べていないものに×を、()に記入して下さい。
 同じ欄に○×が混在している場合は、食品ごとに記入していただいても結構です。

卵

食品区分	食品リスト	○×
4	生卵、生の卵白が含まれる食品（一部のシャーベット、ホイップクリームなど）	()
3	加熱した卵料理（ゆで卵、卵焼き、オムレツ、目玉焼きなど）	()
	生の卵黄が含まれる食品（アイスクリーム、マヨネーズ、カスタードクリームなど）	()
2	加熱した卵白が相当量含まれる食品（プリン、茶碗蒸し、卵とじ、玉子スープなど）	()
	加熱した卵が含まれる食品（ケーキ、カステラ、クッキー、菓子パン、ドーナツ、天ぷら・フライなどの衣 など）	()
1	つなぎに卵が含まれる食品（かまぼこ、ちくわ、ハム、ソーセージ、中華麺など）	()
	全卵を極めて微量に含む食品（一部の食パン、天ぷら粉、麺類のつなぎ）	()

牛乳・乳製品

食品区分	食品リスト	○×
4	生の牛乳、牛乳を主原料とした食品（牛乳、調製粉乳、練乳など）	()
	生の牛乳を用いた食品（生クリーム、アイスクリームなど）	()
3	牛乳が相当量含まれる食品（プリン、ババロア、クリームシチュー、ホワイトソース、ポターージュなど）	()
	チーズ、ヨーグルト、バターやこれらを主要な原材料として用いた食品	()
2	牛乳を多く用いたお菓子類（ケーキ、菓子パン、チョコレート、ドーナツ、カステラなど）	()
	つなぎにカゼインを使用した食品（一部のハム、ソーセージなど）	()
1	乳を含むマーガリン、ショートニング	()
	牛乳やバターが少量含まれる食品（食パン、ビスケット、クッキーなど）	()
	乳糖	()

小麦・麦製品

食品区分	食品リスト	○×
3	小麦を主成分とした食品（パン、うどん、パスタ、中華麺、ケーキなど）	()
2	小麦を少量使用した食品（肉・練り製品のつなぎ、カレーなどのルウ、フライや天ぷらの衣、麦ごはんなど）	()
1	味噌、しょうゆ、酢	()

記入日： 年 月 日

名前： 組

肉類

除去が必要： 牛肉 鶏肉 豚肉 その他 ()

食品区分	食品リスト	○×
2	肉そのもの（牛肉、鶏肉、豚肉など）	()
1	肉・骨などを使用したスープ（コンソメ、ルウなど）	()

魚介類・甲殻類

食品区分	食品リスト	○×
2	甲殻類・魚そのもの（えび、かに、いか、魚、貝など）	()
1	魚介類を使用したスープなど（だし、ソースの一部など）	()
その他	魚卵（子持ちししゃも、たらこなど）	()

備考（×な魚介類を列記）

大豆・大豆加工品および豆類

食品区分	食品リスト	○×
3	大豆、枝豆、おから	()
2	豆乳、豆腐、厚揚げ、油揚げ、がんもどきなど	()
	納豆、きな粉、またその加工品	()
	市販食物油のほとんど（大豆油、天ぷら油、サラダ油など）	()
1	マーガリン、ルウ	()
	豆類（あずき、もやし、インゲン豆、グリーンピースなど）	()
	味噌、しょうゆなど	()

その他 : ×の食材をチェックして、具体的な品名を列記して下さい
野菜 果物 そば 米 ナッツ類 ごま その他

--